過去の指摘内容：通所系サービス（介護予防通所介護相当サービス含む）

| 項目 | 問題点 | 指摘内容 |
| --- | --- | --- |
| 従業者の員数 | 介護職員が適切に配置されていない。 | ・確保すべき介護職員の勤務延べ時間数の計算式は、「利用者数１５ 人まで」と「利用者数１６人以上」で異なるため、配置基準を確認すること。 ・配置基準を満たしていない場合は、人員基準欠如減算対象となる。（確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式）・利用者数１５人まで⇒単位ごとに、確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数・利用者数１６人以上⇒単位ごとに、確保すべき勤務延時間数＝【（利用者数－１５）÷５＋１】×平均提供時間数※平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数 |
| 生活相談員が適切に配置されていない。 | ・生活相談員の勤務延べ時間数が、サービス提供日ごとに、サービス提供時間数となるよう配置すること。・１人しか配置していない場合、急病等の場合に配置できるように、同事業所内や法人の別事業所等で代替職員を確保することが望ましい。 |
| 看護職員が適切に配置されていない。※利用定員１０人以下の事業所は、配置は必須でない。 | ・看護職員は、単位ごとにかつサービス提供日ごとに１人以上配置すること。 ・サービス提供時間帯を通じて配置する必要はないが、密接かつ適切な連携（＝看護職員が事業所へ駆けつけることができる体制や、事業所に対し適切な指示ができる連絡体制）を図ること。 ・看護職員が機能訓練指導員等を兼務する場合は、それぞれの職務ごとに分けて勤務時間を記載すること。 ・配置基準を満たしていない場合は、人員基準欠如減算の対象となる。 |
| 個別サービス計画 | ・アセスメントを実施していない・アセスメントの記録がない。 | 個別サービス計画を作成する前にアセスメントを実施し、記録を残すこと。 |
| ・居宅サービス計画等（介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントを含む）に沿って作成されていない。・居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）から、最新の居宅サービス計画等を受け取っていない。 | ・居宅サービス計画等の目標及び内容に沿った個別サービス計画を作成すること。・居宅サービス計画等が変更された場合は、最新の居宅サービス計画等を受け取り、個別サービス計画が当該計画の内容と相違ないか確認すること。 |
| ・個別サービス計画の利用者又は家族への説明が、サービス提供開始後になっている。 ・個別サービス計画の同意年月日が記載されていない。 | ・個別サービス計画の目標や内容、目標期間については、サービス提供前に利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得ること。 ・個別サービス計画の同意年月日は記載すること。 |
| モニタリングを実施していない。 | 目標の期間が終了するまでに1回以上、目標の達成度を含めモニタリングを実施すること。 |
| 介護予防通所介護相当サービスについて、介護予防支援事業所に月に1回以上利用者の状態やサービス提供実施について報告していない。 | 介護予防通所介護相当サービスについては、モニタリングとは別に、介護予防支援事業所に月に1回以上利用者の状態やサービス提供実施について報告し、記録を残すこと。 |
| サービス提供の記録 | 提供した具体的なサービス内容の記録が不十分である。 | サービスを提供した際には、提供日時、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面(サービス提供記録、業務日誌等)に記録すること。・介護報酬の請求の根拠にもなる重要な記録であるため、適切に記録・保存すること。 |
| 利用料等の受領（医療費控除） | ・領収書に医療費控除を表示していない。・領収書の医療費控除欄に一律表示してしまっている。 | 領収書には医療費控除対象者であるかを事業者が確認した上で医療費控除額を記載すること。サービスと併せて利用した場合、医療費控除の対象となる医療系サービスは次のとおりである。・（介護予防）訪問看護・（介護予防）訪問リハビリテーション・（介護予防）居宅療養管理指導・（介護予防）通所リハビリテーション・（介護予防）短期入所療養介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型かつ訪問看護サービス利用の場合）・看護小規模多機能型居宅介護（上記サービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）に限る） |
| 送迎を行わない場合の減算 | 送迎を行わなかった利用者について、減算していない。 | ・送迎を行わない場合の減算は、片道ごとに算定すること。・減算の有無を確認するためにも、送迎の記録 は確実に行うこと。 |
| 入浴介助加算 | 入浴した記録がない利用者に算定している。 | ・入浴介助した記録が漏れている場合があるため、確実に記録すること。 |
| 個別機能訓練加算 | 個別機能訓練計画の長期目標について、生活機能の構成要素をバランスよく含めて設定していない。 | 生活機能の構成要素である以下 a～c をバランスよく含めて設定すること。a： 体の働きや精神の働きである「心身機能」b： ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」c： 家庭や社会で役割を果たすことである「参加」 |
| 訓練実施後3か月に1回以上利用者居宅に訪問し居宅での生活状況を確認していない | 訓練実施後3か月に1回以上利用者居宅に訪問し居宅での生活状況を確認し記録すること。 |
| 運動器機能向上加算 | 運動器機能向上計画の目標が未達成のまま長期間にわたり変更されていない。 | 運動器機能向上計画の長期目標はおおむね3か月で達成可能な目標、短期目標はおおむね1か月で達成可能な目標とされているため、モニタリングの際に、必要に応じて目標を見直すこと。 |
| 運動器機能向サービスを３か月後も継続する必要があるか、介護支援専門員による判断がされていない。 | 個別機能訓練加算と異なり、継続して算定するためには、介護支援専門員の判断が必要であるため、介護支援専門員が判断した記録を残すこと。 |